

これまでの審議のまとめ —第四次報告—

平成21年5月28日
教育再生懇談会

【ポイント】

1 「教育安心社会」の実現—「人生前半の社会保障」の充実を—

1 基本的視点

- 国民が安心して生活を送ることができる社会を実現するためには、全ての子供たちが安心して教育を受けることができる社会を構築することが不可欠。
- 現実には、我が国では教育費（特に就学前と高等教育期）の私費負担が大きく、家庭の所得水準によって進学機会や修学の継続に影響（格差の固定化・再生産）。
- 我が国の将来の発展や少子化対策のためにも、「人生前半の社会保障」であり、成長に向けての投資である教育の充実を図り、家庭の教育費の負担軽減を図ることが必要。
- 保護者が安心して地域の学校に通わせ、「読み・書き・計算・英会話」の力を確実に身に付けることができるよう、教育再生を「ビジョン」から「実行」の段階に進め、学校教育への信頼を回復することが必要。
- 「教育安心社会」の実現に必要な安定的財源を確保しつつ、社会総がかりで取り組む。

2 具体的取組

(1) 保護者の教育費負担の軽減方策の確立

- ・ 幼児教育の無償化の早期実現を目指し、当面、幼稚園就園奨励費の拡充など家庭への経済的支援を充実。
- ・ 小中学校の児童生徒に対する就学援助を充実し、自治体の財政力によって差が生じないように、財源措置等の在り方を含め、就学援助の新たな仕組みを検討。
- ・ 経済的に困難な高校生に対し、授業料減免措置の拡充や奨学金の充実を図るとともに、これらとの関係も含め新たな給付型教育支援制度(高校版就学援助)の創設を検討。
- ・ 高等教育に対する授業料負担の大幅軽減を目指し、公的支援の拡充を図るとともに、授業料の減免措置を拡充し、給付型奨学金を充実。

(2) 幼児教育の充実

- ・ 幼児期における教育機能を強化し、小学校との連携強化、幼保の合同研修、評価などを充実。
- ・ 認定こども園 2000 園の早期達成に向け、柔軟な認定や「安心こども基金」による支援を推進。

(3) 保護者から信頼される公教育の確立

- ・ 世界トップの学力を目指し、「読み・書き・計算・英会話」の力が確実に定着するよう、教員の資質向上、教科書・教材の充実など、教育環境の整備の推進。
- ・ 教職員定数を着実に改善し、新学習指導要領の完全実施までに、必要な教職員定数の在り方について方針を策定。
- ・ 専門的人材や支援スタッフの配置など、学校の教員サポート体制を確立。

(4) 障害のある子供・若者への支援の充実

- ・ 障害のある子供が安心して教育を受けることができるよう、教員の資質向上、一貫した指導・支援体制の構築、関連部局の連携強化などの取組を充実。

2 教育のグローバル化と創造性に富んだ科学技術人材の育成

1 基本的視点

- グローバル化社会の中で、我が国がリーダーシップを発揮し、世界の発展に貢献するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、国家戦略としての人材育成が必要。
- 国際的に通用する人材や次代を担う科学技術人材の育成のためには、初等中等教育段階において、世界トップの学力と英会話力を身に付けさせることや、小学校における理科の指導体制など理数教育の充実が重要。
- 優秀な大学生等の留学生交流の一層の推進や外国からの研究者や専門人材等の受入れ体制の整備など高度人材の国際流動性の向上や、優秀な大学院生や若手研究者に対する支援の充実など国際的に通用する若手人材の育成などが必要。
- 大学院生や若手研究者の立場に立った制度や支援、研究環境の改善が必要。

2 具体的取組

(1) 国際的に活躍できる人づくり

- ・ 新学習指導要領の実施に向け、小学校外国語活動を充実するため、教員研修の計画的な実施、ALTや中学校英語教員による指導、ICT機器の整備・活用などを推進。
- ・ 海外経験や英会話能力がある人、ネイティブスピーカーなど外部人材の活用を推進。
- ・ 高校卒業までに英語で日常会話ができるよう、小・中・高の連続性に配慮した英語教育の見直し。また、前提となる国語教育や日本の歴史・文化についての教育を充実。
- ・ 日本の若者（高校生含む）の海外留学を大幅に増加させるため、奨学金制度や派遣制度を充実。

(2) 魅力ある理数教育の推進

- ・ 実験・観察のための設備・備品の充実、小学校理科専科教員の拡充、中学校理科教員による指導、小学校教員の指導力の向上など、理数教育充実のための環境を整備。
- ・ 大学や企業の研究者の協力など地域における理数教育に関する支援体制を充実。

(3) 国際的に開かれた大学の実現

- ・ 「留学生30万人計画」実現に向け、奨学金の拡充、留学生専門スタッフの配置、留学生宿舎の整備など、留学生受入れのための環境整備を着実に推進。
- ・ 海外の優秀な研究者や専門人材が来日しやすくするため、専門的スタッフの配置、人事・給与・年金制度の整備、家族の就労制限の緩和や就学環境の整備などを推進。

(4) 創造性に富んだ若手研究者の育成

- ・ 博士課程在学者等が研究に専念できるような研究環境の整備、教育・研究費の支援、TA・RAによる給与の充実など経済的支援などを推進。
- ・ 学生の立場に立った体系的なコースワークなどの導入を促進し、国際研鑽機会の拡大のための派遣・招聘制度を充実。
- ・ 海外留学後における大学や企業における受入れ促進や処遇を改善するとともに、博士課程修了者やポストドクターの雇用の改善や任期制の拡大を推進。
- ・ 他大学や他分野、外国人学生など国内外に開かれた大学院づくりなど、社会の変化を踏まえた大学院の組織再編を促進。

3 「スポーツ立国」ニッポン

1 基本的視点

- 明るく豊かで活力に満ちた社会を築くためには、「スポーツ立国」ニッポンの実現が不可欠。
- 体づくり運動、学校教育（体育の授業、部活動）、障害者スポーツ、地域スポーツ、企業スポーツ、トップアスリートなど多岐にわたるスポーツ振興施策の推進が必要。
- 「スポーツ立国」ニッポンの実現に向け、国として、多岐に渡るスポーツ振興施策をこれまで以上に総合的かつ計画的に展開していくため、地方公共団体やスポーツ団体、企業などとも一体となった取組の推進が必要。

2 具体的取組

(1) 総合的なスポーツ振興施策の展開

- ・ スポーツ基本法を制定、新たなスポーツ振興基本計画を策定。
- ・ 新たにスポーツ庁を設置するなど、国のスポーツ振興行政体制を強化。

(2) 国民スポーツの振興

- ・ ナショナル・トレーニング・センター（NCT）を一層充実し、ナショナル・コーチの拡充、海外遠征費の増額などによるトップアスリート養成を強化。アスリートの引退後のセカンド・キャリア形成に対する支援を充実。
- ・ オリンピックやパラリンピックをはじめとする国際競技大会の招致に対し、国として積極的に支援。
- ・ 選手を支援するセーフティネット組織の設立や、一定の要件を満たした企業スポーツに対する税制上の優遇措置、活動費への支援など、企業スポーツを支援。
- ・ 体育の授業や部活動の充実、給食の時間を含めた食育の充実、校庭芝生化や武道場整備など、学校のスポーツ環境を整備。
- ・ 地域のスポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブの支援など、地域のスポーツ環境を整備。
- ・ 小学校の低学年段階から自然体験活動を行う機会を充実させるとともに、専門人材の養成・活用を図り、同時に免許状更新講習や教職課程において、教員の自然体験活動に関する指導力を高める機会を充実。

【これまでの審議のまとめ】

1 「教育安心社会」の実現—「人生前半の社会保障」の充実を—

【安心して教育を受けられる社会の構築】

国づくりの基本は人づくりである。国民が安心して生活を送ることができる社会を実現するためには、次代を担う子供たちが、共通のスタートラインに立ち、教育を通じてそれぞれの能力を最大限に高めることにより、努力をすればより豊かな人生を送ることができるという希望を持てる環境を整えることが大切である。

そのためには、家庭の経済的な状況により、教育を受ける機会が制約されたり、受けられる教育の質に差が生じたりすることがないように、全ての子供たちが安心して教育を受けられることができる社会を構築することが不可欠である。

【経済格差の教育への影響】

しかしながら、現実には、我が国では家庭における教育費の負担は諸外国に比べて重く、特に、公的支援が少ない就学前の時期と高等教育期における教育費の私費負担は極めて大きく、看過できない水準にまで至っている。収入が比較的少ない若い世代にとって、幼稚園や保育所などの就学前教育を受けさせることは、経済的に大きな負担である。また、大学に進学する年代の子供がいる標準的な世帯で、子供二人が同時に大学教育を受けた場合、その費用負担は平均年収から税や公的年金等を除いたうちの約1/3を占めるなど、家庭の負担は限界に達していると言える。

このような状況の中、子育てや教育のために多額の費用がかかることを理由に子供の数を制限する人が多いなど、教育費負担が少子化の要因の一つになっているとともに、家庭の所得水準によって進学機会や修学の継続が左右されてしまうという事態を招いている。

また、公教育への不信が根強い中、家庭の経済状況の差によって、塾や習い事など学校外での学習を受ける機会に差が生じるなど、受ける教育の量や質にも差が生じている。

さらに、義務教育段階では、経済的に困難な家庭に対しては就学奨励を目的とした援助が行われているが、財政状況が厳しい中、地方自治体によって支援の格差が生じており、また、高等学校段階では、こうした修学援助のための支援制度が十分でないため、進学や修学の継続に困難を来しているという状況がある。

一方、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査では、就学援助を受けている児童・生徒の割合の高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られるなど、親の経済的な状況が子供の学力に影響を与えているという状況も生じている。

親世代の経済的な格差が、子世代が受ける教育の格差に結びつき、その結果、格差の

固定化・再生産を生み出すという事態を絶対に生じさせないよう、全ての子供たちが家庭の状況にかかわらず、それぞれの意欲と能力に応じて希望を持って教育を受けられる機会をしっかりと確保するため、着実に手を打っていくことが必要である。

【「人生前半の社会保障」の充実】

次代を担う子供たちの教育は、安心社会の実現のための基盤であると同時に、将来の我が国の成長のための投資である。我が国の社会保障は、諸外国と比べ、高齢者関係の比重が高く、その見直しの議論も高齢化の進展に伴う負担増にどう対応するかが中心になりがちである。しかし、我が国の将来の発展や少子化対策のためにも「人生前半の社会保障」として、また、成長に向けての投資でもある教育の充実を図り、幼児教育期から高等教育期に至るまでの家庭の教育費の負担軽減を図っていくことが、今まさに我が国に求められていることである。「人生前半の社会保障」の充実・強化は、北欧諸国がそうであるように、人生のスタートラインにおける個人の平等に資すると同時に、将来世代の潜在能力を高め、高い国際競争力や経済活力の基盤強化にもつながるものであり、これまでの我が国の成長が教育によって支えられてきたことを、今一度銘記すべきである。

【学校教育の信頼回復】

また、「教育安心社会」の実現には、教育費負担の軽減と併せて、人生のスタートラインである幼児期の教育の充実や、保護者が安心して地域の学校に通わせ、学校の中で国際的に通用する「読み・書き・計算・英会話」の力を確実に身に付けることができるよう、教育再生を「ビジョン」から「実行」の段階に進めなければならない。

学校教育への信頼の回復を目指し、昨年、学習指導要領が改訂されたところであるが、学力向上のための授業時数の増加への対応、問題を抱える児童生徒への指導や特別支援教育の充実への対応など、学校が有する教育力はその限界に達している。行政改革推進法のもと教職員定数は抑制されているが、教育現場からは、今後の教職員定数の改善を早急に求める声が上がっている。

こうした学校が直面する様々な課題に適切に対応するため、人的・物的な条件整備を着実に進めることが不可欠である。

このような状況の中、様々な課題・問題を克服し、「教育安心社会」の実現を図るため、実現に必要な安定的な財源を確保しつつ、国や地方公共団体、学校、地域社会など、関係者が一体となって、社会総がかりで次のような取組を進めることが必要である。

(1) 保護者の教育費負担の軽減方策の確立

幼児教育期から高等教育期に至るまでの「人生前半の社会保障」を充実させ、「教育安心社会」を構築するためには、次のような点について、保護者の教育費負担の軽減

方策を確立する必要がある。

- 幼児教育の無償化の早期実現を目指しつつ、当面、幼稚園就園奨励費の拡充や、第二子以降の保育所の無償化など自治体独自に実施している施策に対する国の支援など、幼児教育期における家庭への経済的な支援を充実する。
- 小中学校の児童生徒に対する就学援助の充実が図られるよう、地方公共団体への支援を充実するとともに、自治体の財政力によって、就学援助の支援内容に大きな差が生じたり、支援水準が著しく低下することの無いよう、国と地方の役割分担や財源措置の在り方も含め、就学援助の新たな仕組みについて検討する。
- 高等学校への進学率が約97%であることを踏まえ、経済的に困難な状況にある家庭の高校生に対し、授業料の減免措置の拡充や奨学金事業の充実を図るとともに、これらの制度との関係も含め、新たな給付型の教育支援制度（高校版就学援助）の創設について検討する。
- 高等教育における授業料負担の大幅軽減を目指し、高等教育への公的支援を拡充するとともに、授業料の減免措置の拡充や給付型の奨学金の充実など奨学金事業を一層充実する。

(2) 幼児教育の充実

- 教育の基礎は、乳幼児期からの家庭における子育ての中で育まれるものであり、親の教育力を高めるための講座の開設や家庭訪問による相談体制の充実など、家庭教育の充実に向け、共働き家庭やいわゆる専業主婦家庭など様々な家庭の状況に応じ、子育て中の親への支援を行う。
- 幼児期において全ての子供が、集団としての質の高い教育を受けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、幼児期における教育機能を強化し、改訂された幼稚園教育要領や保育所保育指針が着実に実施されるよう教育環境を整備する。
- 小学校以降の学校教育の基礎を幼児期から培うよう、各地域における小学校と幼稚園・保育所・認定こども園の連携を強化し、子供たちの学びの連続性を確保する。
- 幼児教育の質の向上という観点から、保育士の資質向上を目指し、体系的な研修の導入や研修に参加しやすくなるよう支援を行うとともに、教育委員会と私学担当部局、福祉担当部局が連携し、幼稚園、保育所、認定こども園の教諭・保育士を対象とした

合同研修を実施する。

- 幼児教育の質の向上に向け、幼稚園、保育所、認定こども園の自己評価や関係者評価などの取組を充実する。
- 幼児教育の機会を全ての子供たちに保障するため、潜在的な待機児童（保育ニーズ）も含め、待機児童ゼロを目指し、保育所や認定こども園を拡充する。
- 認定こども園2000園の早期達成に向け、地域の実情に応じたより柔軟な認定や認定と併せた積極的な保育所・幼稚園の認可を進めるとともに、窓口の一本化など二重行政の解消、現場の実情に十分配慮した「安心こども基金」による支援を充実する。

(3) 保護者から信頼される公教育の確立

- 世界トップの学力を目指し、学校教育の中で、子供たちに国際的に通用する「読み・書き・計算・英会話」の力が確実に定着するよう、教員養成や教員研修の充実など教員の資質向上、教科書の質・量の改善・充実、教材・図書の整備、学校マネジメントの確立など、教育環境の整備を迅速に進める。
- 一人ひとりに応じた教育の質の向上を図り、教員が子供と向き合う環境をつくるため、教職員定数の着実な改善を図るとともに、教員の勤務状況などを適切に踏まえた上で、新学習指導要領の完全実施までに、必要な教職員定数の在り方について方針を策定する。
- 学校の抱える生徒指導上の困難な課題等の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的人材の配置を充実する。
- 地域連携や外部人材の活用を進めるための専任のコーディネータなどの支援スタッフを配置するなど、社会総がかりでの公教育の再生を実現するため、全ての学校における教員サポート体制を確立する。
- 希望する全ての子供たちに対し、放課後に安心して遊びや補習などの勉強ができる場を確保するため、「放課後子どもプラン」の充実を図るとともに、その際、塾に通わなくても確かな学力がしっかりと身に付くよう、学校の学習内容と連動した補習の機会を充実する。
- 教育における地方分権が進む中、教育環境の整備は設置者である地方公共団体の判断に委ねられるところが大きいのが、特に、義務教育段階にあっては、全国どこの地域

においても一定水準以上の教育環境が確保されるよう、各地方公共団体における教育投資の一層の拡充を促す方策を策定する。

- 子供たちの育ちや学習の系統性・連続性を保証するという観点から、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の校種間連携を促進する。特に、子供の心身の発達上の変化や多様化、「中一ギャップ」や学力低下に対応するため、既に一部の自治体で取組が進められ、一定の成果が上がっている小中一貫教育の取組を踏まえて、義務教育学校の法的な位置付けを明確にし、小学校高学年からの教科担任制の導入など、取組を支援するために必要な方策を早急に検討する。
- 社会で求められる教育の充実を図るため、子供の発達段階に応じ、小学校から高等学校まで、キャリア教育を組織的・系統的に推進するための教育内容・体制の見直しや、地域のニーズに基づいた産業の担い手育成の総合的な展開など、キャリア教育・職業教育の充実に向けた取組を推進する。
- 児童虐待やいじめ、不登校、いわゆる「ニート」、「ひきこもり」、若年失業者など、様々な困難な問題を抱える子供や若者について、国や地方公共団体による、教育、福祉、雇用等を連携させた総合的な支援体制を整備する。
- 信頼される公教育の確立のためには、各地域において公教育の責任を担っている教育委員会が、期待される役割を十分に果たし、地域住民の信頼を勝ち得ていくことが不可欠である。現在、地域の教育行政における首長と教育委員会の関係、両者の連携強化のための方策、教育委員や教育長の選任方法の在り方等について、ワーキンググループを設置して検討しているところであるが、引き続き、関係者からのヒアリングや教育再生会議の報告を受けて改正された地方教育行政法の実施状況なども踏まえ、その改善方策を早急にまとめる。
- 子供たちが国家・社会の形成者である主権者として必要な能力を備え、適切に行動できるようにするための教育を行うことは、公教育に欠かせない重要なことである。このため、今後の主権者教育の在り方等について、ワーキンググループを設置して検討しているところであるが、引き続き、関係者からのヒアリングなども踏まえ、その具体的方策について早急にまとめる。

(4) 障害のある子供・若者への支援の充実

- 障害のある子供たちが安心して教育を受けることができるよう、免許状更新講習や現職教員を対象とした研修、大学における教職課程において、特別支援教育についての理解を深める機会を充実し、教員の資質向上を図る。

- 特別支援教育コーディネータの配置の確保や資質の向上、位置付けの明確化、特別支援教育支援員の配置の促進など、幼・保・小・中・高等学校における特別支援教育に関する校内体制の整備を進めるとともに、幼・保・小・中・高・特別支援学校間の接続・連携を強化し、幼児期から学校を卒業するまで、一貫した指導・支援体制を構築する。
- 教育委員会や福祉担当部局、労働担当部局等の連携を強化し、医療や福祉、労働等の専門家・専門機関で構成する支援チームを各地域で立ち上げるなどし、学校への支援の充実を図るとともに、家庭や地域生活への支援も含め、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築する。
- 障害のある児童生徒の増加に対応するため、特別支援学校の施設・設備の整備など教育環境の充実を図るとともに、高等部における職業コースの拡充や就職コーディネータの配置など、職業的な自立を目指した教育を充実する。また、障害のある者が学校で働くことができるよう、緊急雇用創出基金の枠組みを拡大し、雇用の場を創出する。
- 道徳の時間をはじめ、教育活動全体を通じ、障害のある子供たちへの理解を深めるための教育を推進する。

2 教育のグローバル化と創造性に富んだ科学技術人材の育成

【国家戦略としての人材育成】

21世紀は、科学技術に裏付けられた新しい知識・情報・技術が、ボーダレスに絶えず進化する知識基盤社会であるとともに、経済活動はもちろんのこと、環境問題やエネルギー問題、感染症対策など、人類を脅かす様々な課題も、国境を越えて世界共通の問題となるグローバル社会である。

こうしたグローバル化した社会の中で、我が国が世界規模の課題の解決に向けてリーダーシップを発揮し、世界の発展に貢献していくとともに、今後も様々な分野で成長を続け、国際競争力を維持・強化していくために、国家戦略としての人材育成に取り組んでいくことが必要である。すなわち、初等中等教育から高等教育までを見通し、いかに国際通用性のある人材を育成していくか、また、いかに幅広い知識と柔軟な思考力を有する創造性に富んだ科学技術人材を育てていくかを示し、国を挙げて取り組んでいくことが求められている。

【国際通用性のある教育の実現】

国際的に通用する人材の育成のためには、まず、子供たちに世界トップの学力をしつかりと身に付けさせるとともに、言葉の障壁を取り除き、英語をツールとして使いこなせるよう、基礎的な英会話能力を身に付けさせることが重要である。英会話力は、外国での仕事や生活の上で役立つばかりでなく、異文化を知り、国際社会の中で物怖じせずに行動できるようになる基盤でもある。当懇談会では、既に英語教育を抜本的に強化するための提言を出し、新学習指導要領において、小学校の5年生から外国語活動が導入されることになったが、その取組は緒に就いたばかりであり、成果は今後の各学校における取組や、その基盤の上に取り組みされる中学校以降の英語教育の取組如何にかかっていると見える。

また、高等教育機関において、専門知識を有する優秀な大学院生や若手研究者を育成するとともに、それらの者が、閉ざされた環境の中で教育・研究に没頭するだけでなく、海外の大学等異なる環境・異文化の中で武者修行をし、知的触発を受けながら創造性を高めていくことは、国際社会で活躍する人材の育成にとって極めて意義のあることである。しかしながら、日本国内における教育・研究環境が向上する中、近年、海外へ行く日本人の留学生・研究者の人数が頭打ちになるなど、若者が「内向き志向」になり、外の世界に積極的に飛び出して行かなくなっているのではないかと懸念される。

さらに、次代を担う科学技術人材を育成するため、小・中学校段階から、国際的な通用性という観点も踏まえ、科学技術リテラシーの土台である理数教育の充実を図るとともに、高等学校段階では、科学技術に関する高度な学問の基礎に触れさせることなどを通じ、科学技術に関するそれぞれの意欲や能力を最大限引き出していくことが必要である。しかしながら、実験や観察を行う上で、設備・備品が不十分であったり、準備時間が十分に取れないといった問題や、学級担任制を基本とする小学校では、理科の指導を苦手とする教員が多いなど、学校現場は多くの問題を抱えているのが現状である。

【国際的に開かれた大学づくり】

また、グローバル化する社会の中で、優秀な大学生等の留学生交流の一層の推進や外国からの研究者や専門人材等の受入れ体制を整備するなど、国境を越えた高度人材の国際流動性の向上を図るとともに、優秀な大学院生や若手研究者に対する支援を充実するなど国際的に通用する若手人材等の育成を図ることが必要である。そのためには、昨年7月に策定された「留学生30万人計画」の実現（2020年を目途）が不可欠であるが、約12万人という現状に鑑みると、その達成のためには、今後、これまで以上の戦略的な取組が必要である。一方、日本人の海外への留学生数は、ここ数年伸び悩んでおり、その推進のためには個人の判断に委ねるのみでは限界がある。また、海外の優秀な研究者などの高度人材にとって、日本の研究・生活環境は、日本に来て研究を行いたいと思わせる魅力に欠けるものであり、我が国に国境を越えて世界の優秀な「頭脳」が集

積するような環境整備が必要である。

さらに、大学・大学院等の改革に関しては、これまで、本懇談会や教育再生会議において様々な提言を行ってきたが、その実施状況は不十分であり、特に若手研究者が意欲を持って研究に取り組み、その能力を発揮できるようにするためには、大学院生や若手研究者の立場に立った改革が重要であるが、そうした観点からの制度や支援、研究環境が整っていない。このままでは、日本の若い優秀な「頭脳」が海外にどんどん流出する事態を招くことになる。

こうした状況を踏まえ、国や大学等がそれぞれ、このままでは我が国が国際的な知識基盤社会から取り残されるという危機感と当事者意識を持って、これまでの取組で不十分な点を推進するため、次のような取組を進めることが必要である。

(1) 国際的に活躍できる人づくり

- 世界トップの学力を目指し、教育内容や授業時間数等の充実を図った新学習指導要領の着実な実施に向け、教職員定数の改善や施設・設備・教材の整備などの環境整備を着実に推進する。
- 平成23年度からの小学校における新学習指導要領の完全実施に向け、小学校の外国語活動の充実のため、全ての小学校教員に対する研修の計画的な実施、ALTや中学校の英語教員による小学校への支援の充実、音声面の指導の補助となる電子黒板等のICT機器の整備・活用を積極的に進める。
- 海外経験が豊富な人や英会話能力の堪能な人、ネイティブスピーカーなど学校外の人材の協力が得られるよう、学校支援地域本部などを活用し、地域における外国語活動支援のための人材バンクの整備や、外部人材を積極的に活用するためのコーディネータの配置を進める。また、教員採用においても、青年海外協力隊など海外での多様な経験を積んだ人材を積極的に採用する。
- 小学校の外国語活動や中学校以降の英語教育については、教育再生会議の提言等を踏まえ、学習指導要領の改訂により導入・充実され、また、本懇談会でも小学校3年生からの早期必修化を目指すことなどを提言したところであるが、今後の英語教育の実施状況を踏まえつつ、高等学校卒業までには英語で日常会話ができるようになるよう、小・中・高の連続性に配慮した英語教育の内容や方法などについて見直しを行う。
- 国際通用性のある日本人の育成に向け、その前提として、国語教育の充実や日本の歴史・文化についての教育を充実する。

- 社会のグローバル化に伴う日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加に対応し、公立学校における円滑な受入れ体制の整備や日本語指導の充実を図るとともに、国際理解教育を推進する。
- 高校生段階も含め、日本の若者の海外留学を大幅に増加させるため、奨学金制度や派遣制度を充実する。

(2) 魅力ある理数教育の推進

- 理数教育の充実を目指した新学習指導要領の着実な実施に向け、実験・観察のための設備・備品の充実、小学校における理科専科教員の拡充や小中連携の推進による中学校の理科教員による小学校への指導など、理数教育充実のための環境を整備する。
- 教職課程や現職教員を対象とした研修、免許状更新講習において、実験・観察の機会を充実させることなどを通じ、小学校教員の理科に関する指導力の向上を図るとともに、採用試験・方法の工夫を図るなど、理数系人材を積極的に小学校の教員として採用する。また、教員養成課程を有する大学における実験・実習用の施設・設備を充実する。
- 地域の大学や企業との連携を強化し、理科等の授業に協力してくれる現役研究者や退職した研究者、博士課程の学生等の人材バンクの創設、教員研修への講師の派遣、子供たちの興味・関心を引き出す魅力的な教材の作成など、地域における理数教育に関する支援体制を充実する。
- 高等学校段階から創造的な科学技術人材を育成するため、SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）への支援を継続・拡充するとともに、早期に大学レベルの高度な理数教育を受けさせるため、大学の協力を得ながら、高等学校におけるAP（アドバンスト・プレイスメント）の取組を支援する。
- 国の支援を受けて世界的な教育研究拠点を目指す大学等においては、国際科学オリンピックなどで顕著な成績を示した高校生を「飛び入学」の活用などを通じて積極的に受け入れるなど、科学技術人材の育成に向けて積極的な取組を行う。

(3) 国際的に開かれた大学の実現

- 当懇談会の報告を受けて策定された「留学生30万人計画」の実現に向け、奨学金制度の拡充や各大学における留学生専門スタッフの配置、複数の大学が共同で利用する留学生宿舍や、日本人学生と留学生が共同で生活できる留学生宿舍の整備など、留学生受入れのための環境整備を着実に推進する。

- 海外の優秀な研究者、専門人材が、安心して日本に来て生活ができるような環境を整備するため、大学等における専門的スタッフの配置・育成、人事・給与・年金制度の整備を図る。また、研究者の家族の就労制限の緩和や査証上の配慮、インターナショナルスクールなど子供の就学環境を整備する。

(4) 創造性に富んだ若手研究者の育成

- 博士課程在学者等が研究に専念できるような研究環境の整備や教育・研究費の支援の充実、優れた人材が経済的な負担の懸念無く進学し、教育・研究に専念できるようなTA・RAによる給与の充実や早期に奨学金を受けられるようにするなど経済的な支援の充実を図る。
- 学生の立場に立って大学院教育の飛躍的な質の向上を図るため、世界水準を満たす体系的なコースワークや大学院生の専門知識・研究能力を審査するための試験などの導入を促進する。
- 若手研究者が国際的に活躍する場や積極的な交流ができるように、国際研鑽機会の拡大のための派遣・招聘制度を充実する。また、機動的な対応ができるよう、各大学における交流のための基金を充実する。
- 海外へ留学した学生や若手研究者が、日本に帰国後、その能力に応じて適切に活躍の場を得られるよう、大学や企業における受入れの促進や処遇を改善する。
- 博士課程修了者やポストドクターの雇用機会を増やすため、民間企業等における採用の促進・処遇の改善を図ることや、人材の流動性を高めるための任期制の拡大を図る。また、産業界と大学との共同による人材育成や、人材交流の促進を図る。
- 他大学や他分野、外国人学生などが多数集まる国内外に開かれた大学院とするため、大学において、例えば、同一校、同一分野の学生を最大限3割程度とする、外国人学生は2割以上とするなどの数値目標を予め示すとともに、大学院の選考方法や時期の見直し、他大学から入学した学生へ支援を行うなどの改革に向けた取組を促進する。
- 教授を頂点とした旧態依然とした上下関係（徒弟制度）を排除し、大学院を学部から独立した教育組織として再構築することや、既存の研究科、専攻の壁を打破し、社会の変化を踏まえた合理的かつ柔軟な組織へ再編することなど、大学院の抜本的な改革を促進する。

- 国からの支援を受けて世界最先端の研究を進める大学においては、その責務として、国際的に通用する教育環境の整備に向け、世界トップクラスの外国人研究者の招聘や優秀な外国人学生の獲得のための専門支援スタッフの充実、若手研究者育成のための研究スペースの確保等、他大学に先駆けて様々な教育研究環境の整備を率先して行う。

3 「スポーツ立国」ニッポン

スポーツは、個人の体力向上・健康増進や生活を楽しく豊かなものにするのみならず、国際大会における日本代表選手の活躍が多く国民に夢や感動、元気を与えるものであり、明るく豊かで活力に満ちた社会を築くために、「スポーツ立国」ニッポンの実現は不可欠である。

このため、幼少期から高齢期に至るまでの体力づくり運動や学校教育活動の一環としての体育の授業・部活動の充実、障害者のスポーツ活動の振興、総合型地域スポーツクラブの育成など身近なスポーツ環境の整備、企業スポーツへの支援、そして日本を代表してオリンピックなどの国際舞台で活躍するトップアスリートの育成など、多岐にわたるスポーツ振興施策を推進していくことが必要である。

しかしながら、都市化や少子化の影響で、子供たちが日常の中で体を鍛える機会は減少し、現在の子供たちの体力は、親世代と比べ大きく低下している。また、少子化に伴う学校の小規模化や教員の高齢化などの影響で、多様な部活動を展開するための指導者の確保に困難を来している学校も生じてきている。近年創設されてきた総合型地域スポーツクラブも、財政的な基盤が脆弱なところが多く、自主財源のみで活発な活動を行えるクラブは必ずしも多くない。さらに、企業スポーツの活動は景気の影響に大きく左右され、昨年秋以降の経済危機を受け、数多くのチームが休廃部を余儀なくされている。オリンピックにおいても、我が国の成績は、国力に見合ったものからはほど遠く、今のままでは、「スポーツ立国」ニッポンの実現は困難である。

このような状況を打破し、「スポーツ立国」ニッポンの実現に向け、国として、多岐に渡るスポーツ振興施策をこれまで以上に総合的かつ計画的に展開していくため、地方公共団体やスポーツ団体、企業などとも一体となって、次のような取組を進めることが必要である。

(1) 総合的なスポーツ振興施策の展開

- 「スポーツ立国」ニッポンの実現に向け、国や地方公共団体が果たすべき役割を明確化するなど、スポーツに関する基本法を制定する。
- 子供から高齢者に至るまでの体力向上や健康増進、地域スポーツの振興、国際競技

力の向上などにとどまらず、企業スポーツの振興や障害者スポーツの振興なども含め、国民スポーツを総合的かつ計画的に振興するという観点から、新たなスポーツ振興基本計画を策定する。

- 新たなスポーツ振興基本計画の策定やその着実な推進のため、新たにスポーツ庁を設置するなど、国のスポーツ振興行政体制を強化する。

(2) 国民スポーツの振興

- トップアスリートの競技力向上に向け、ナショナル・トレーニング・センター（NTC）の更なる充実を図るとともに、ナショナル・コーチの拡充、海外遠征費の増額など選手強化に必要な支援をオリンピックのメダル獲得上位国の水準にまで引き上げ、トップアスリートが競技に専念し、世界に伍して戦える環境を整備する。また、地方公共団体や競技団体と連携し、優れた人材の早期発掘と一貫したプログラムによる指導・育成や、優れた選手に対する経済的支援の充実を進める。
- 学校の部活動における外部指導者やスポーツ普及活動など、アスリートが引退後に自らの競技経験も生かしながら活躍できる場に関する情報の収集・提供を行うとともに、引退後の職業生活も視野に入れた生涯を見通した教育機会をジュニア期から充実するなど、アスリートの引退後のセカンド・キャリア形成に対する支援を充実する。
- 企業は、企業スポーツには、企業イメージの向上だけでなく社会貢献活動の面があることに十分留意し、短期的な景気動向に左右されることなく、継続的にスポーツ活動に取り組むとともに、地域の子供たちへの指導など、社会貢献・地域貢献活動に積極的に取り組む。また、国は、競技力の向上や地域におけるスポーツ活動の振興など、企業スポーツがスポーツ振興に大きな役割を果たしていることに鑑み、企業スポーツ選手を支援するセーフティネット組織の設立や、一定の要件を満たした企業スポーツに対する税制上の優遇措置、活動費への支援など、企業スポーツへの支援策を策定する。
- 国民に夢や感動を与えると同時に、スポーツ人口の裾野の拡大や国際交流・貢献にも寄与する、オリンピックやパラリンピックをはじめとする国際競技大会の招致に対し、国として積極的に支援する。
- 新学習指導要領を踏まえた体育の授業の充実や給食の時間も含めた食育の充実、校庭の芝生化や武道場の整備、部活動への元アスリートなどの外部指導者の積極的な活用など、子供たちの体力向上に向け、学校のスポーツ環境を整備する。

- 地域のスポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブへの支援など、地域で気軽にスポーツを実施できる環境を整備する。

- 子供たちの基礎体力づくりや豊かな人間性の育成に向け、小学校の低学年段階から自然体験活動を行えるような機会を充実する。また、子供たちへの自然体験活動の指導の充実を図るため、専門人材の養成・活用を図るとともに、免許状更新講習や教職課程において、教員の自然体験活動に関する指導力を高める機会を充実する。

「『教育安心社会』の実現

—「人生前半の社会保障」の充実を— 関連

参 考 資 料

一人当たりの教育支出及び公私費負担割合の現状

1. 在学者一人当たり教育費支出

(米ドル)

	就学前教育	初等中等教育	高等教育
日本	3,945	7,105	12,193
アメリカ	7,896	9,368	22,476
イギリス	7,924	6,656	11,484
フランス	4,938	7,262	10,668
ドイツ	5,489	6,983	12,255
OECD 平均	4,741	6,608	11,100

2. 公私負担割合

(%)

	就学前教育			初等中等教育			高等教育		
	公財政支出	私費負担 家計負担		公財政支出	私費負担 家計負担		公財政支出	私費負担 家計負担	
日本	50.0	50.0	43.1	91.3	8.7	7.7	41.2	58.8	—
アメリカ	75.4	24.6	—	91.3	8.7	—	35.4	64.6	35.1
イギリス	94.9	5.1	5.1	86.6	13.4	13.4	69.6	30.4	19.4
フランス	95.8	4.2	4.2	92.7	7.3	5.9	83.9	16.1	9.8
ドイツ	71.8	28.2	—	81.9	18.1	—	86.4	13.6	—
OECD 平均	80.0	20.0	—	91.8	8.3	—	75.7	24.3	—

(OECDインディケータ2007に基づいて作成)

教育段階別の教育費について

我が国の学校教育費は、特に幼児教育・高等教育で私費負担割合が高い。

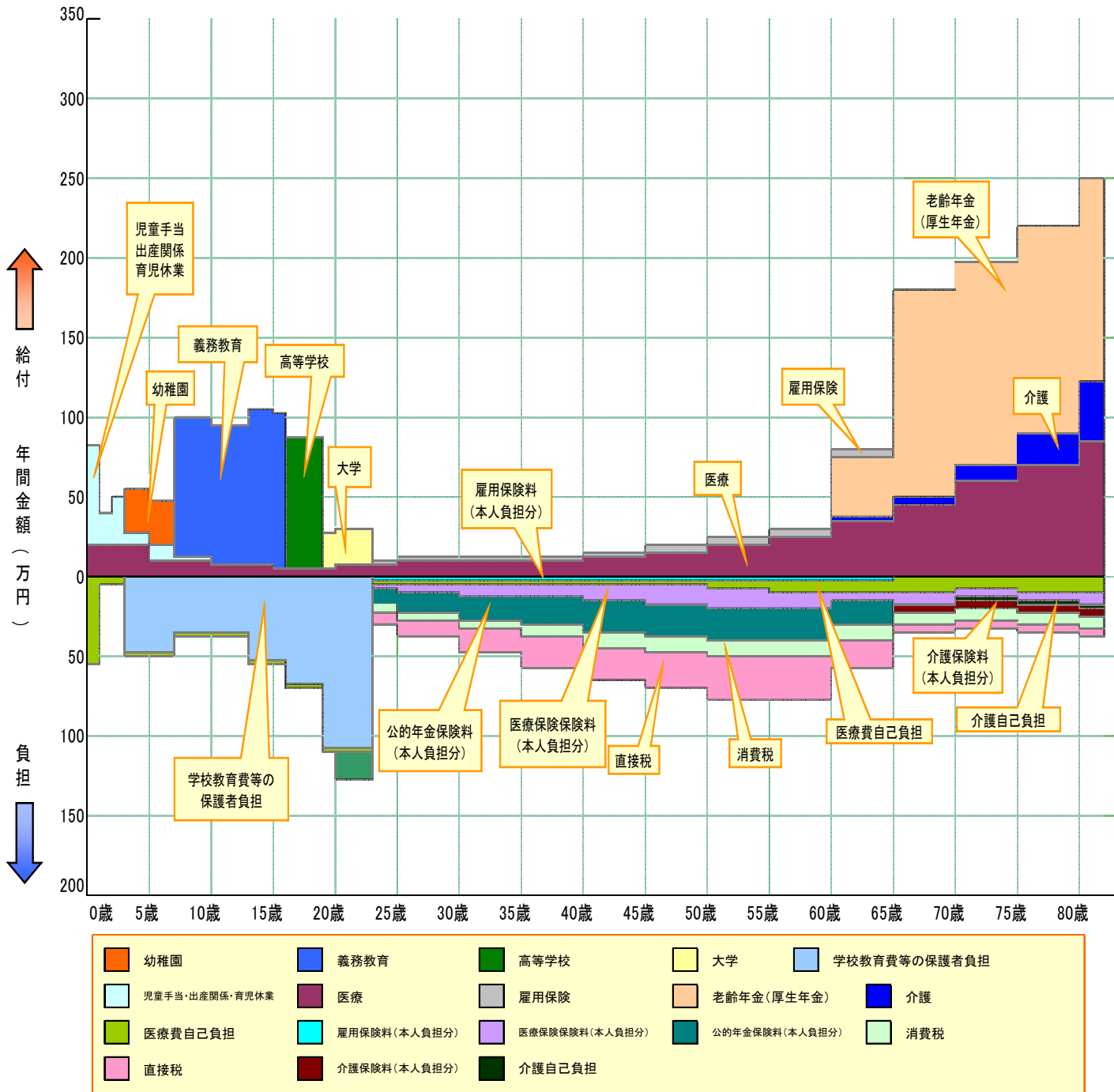
全教育段階 【23兆3,769億円】	公費負担 17兆3,375億円 74.2%	私費負担 6兆394億円 25.8%
-----------------------	-----------------------------	--------------------------

教育段階別の公私負担割合

就学前教育 【9,333億円】	公費負担 4669億円 50.0%	私費負担 4,664億円 50.0%
初等中等教育 【14兆4,298億円】	公費負担 131,721億円 91.3%	私費負担 12,577億円 8.7%
小学校段階 【6兆3,832億円】	公費負担 63,320億円 99.2%	私費負担 512億円 0.8%
中学校段階 【4兆4800億円】	公費負担 35,489億円 95.6%	私費負担 1,616億円 4.4%
高等学校段階 【4兆3,361億円】	公費負担 32,912億円 75.9%	私費負担 10,449億円 24.1%
大学段階 【6兆3,898億円】	公費負担 26,343億円 41.2%	私費負担 37,555億円 58.8%

※OECDインディケータ2007、学校基本調査、地方教育費調査、今日の私学財政、文部科学省決算書等をもとに作成

一人の生涯から見た教育・社会保障の給付と負担の姿



- (注) 1. 幼稚園、義務教育、高等学校(全日制)の教育サービスについては公・私立学校の平均値である。また、公立学校は「H19年度地方教育費調査(H18会計年度)」から児童生徒一人当たりの公財政支出教育費(ただし、授業料、入学金、検定料、日本スポーツ振興センター共済掛金相当額を除く。)を、私立学校は「今日の私学財政(H18会計年度)」の国庫補助金収入と地方公共団体補助金収入の合計額から在学者数(「H18年度学校基本調査」)で児童生徒一人当たりの公財政支出教育費を算出した。
2. 大学(大学(学部・大学院)及び短期大学)の教育サービスは、国・公立の消費的支出・資本的支出・積立金への支出(「H19年度学校基本調査」一学校経費調査(平成18会計年度)より。)から授業料等収入を除いた額と、私立大学の国庫補助金・地方補助金の額とを合算し、(注)3.記載の考えにより教育目的の経費を算定した。これを各大学院・大学・短期大学の在学者数(「H18年度学校基本調査」より。ただし専攻科・別科・その他(聴講生、選科生及び研究生等)を除く。)で除し、学生一人当たりの公財政支出教育費を算出した。
3. 大学(大学(学部・大学院)及び短期大学)に係る経費については、設置者ごと以下の考えにより、研究目的と教育目的の比率を算定した。
 国立(研究:教育=6:4)は、「国立大学法人の平成18事業年度財務諸表の概要について」より、損益計算書一経常費用一業務費内の研究経費と教育経費の金額の比率による。
 私立(研究:教育=3:7)は、「今日の私学財政」を参考に、帰属収入に占める学生生徒等納付金収入の割合を教育目的とし、残りを研究目的とした。
 公立(研究:教育5:5)は、按分率の算定のために参考となる資料がなかったため、便宜上5:5とした。
4. 幼稚園、義務教育、高等学校(全日制)の学校教育費等の保護者負担については公・私立学校の平均値である。また、公立・私立学校ともに「H18年度子どもの教育費調査」から児童生徒一人当たりの私費負担額を用いた。なお、この私費負担額には学校教育費のほか学校給食費、学校外活動費(家庭内学習費、家庭教師費等、学習塾費、体験活動・地域活動、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、教養・その他)が含まれる。
5. 大学の学校教育費等の保護者負担については国・公・私立学校の平均値である。また、国・公・私立学校ともに「H18年度学生生活調査」から学生一人当たりの学費(授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計)を用いた。
6. 厚生労働省関係経費については、社会保障国民会議(最終報告)20.11.4 参考資料「一人の生涯から見た社会保障の給付と負担の姿」からイメージを転写した。

社会保障給付費の国際比較

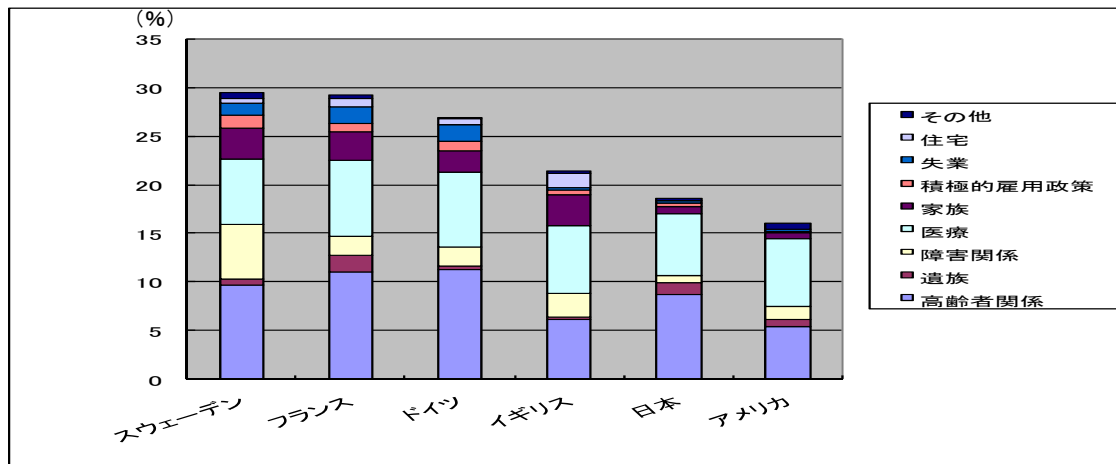
※日本の社会保障給付費・・・2006年度で89.1兆円

○社会保障の規模は、アメリカと並び主要先進国の中でもっとも低い部類。

○日本は、高齢者関係の比重が大きい。

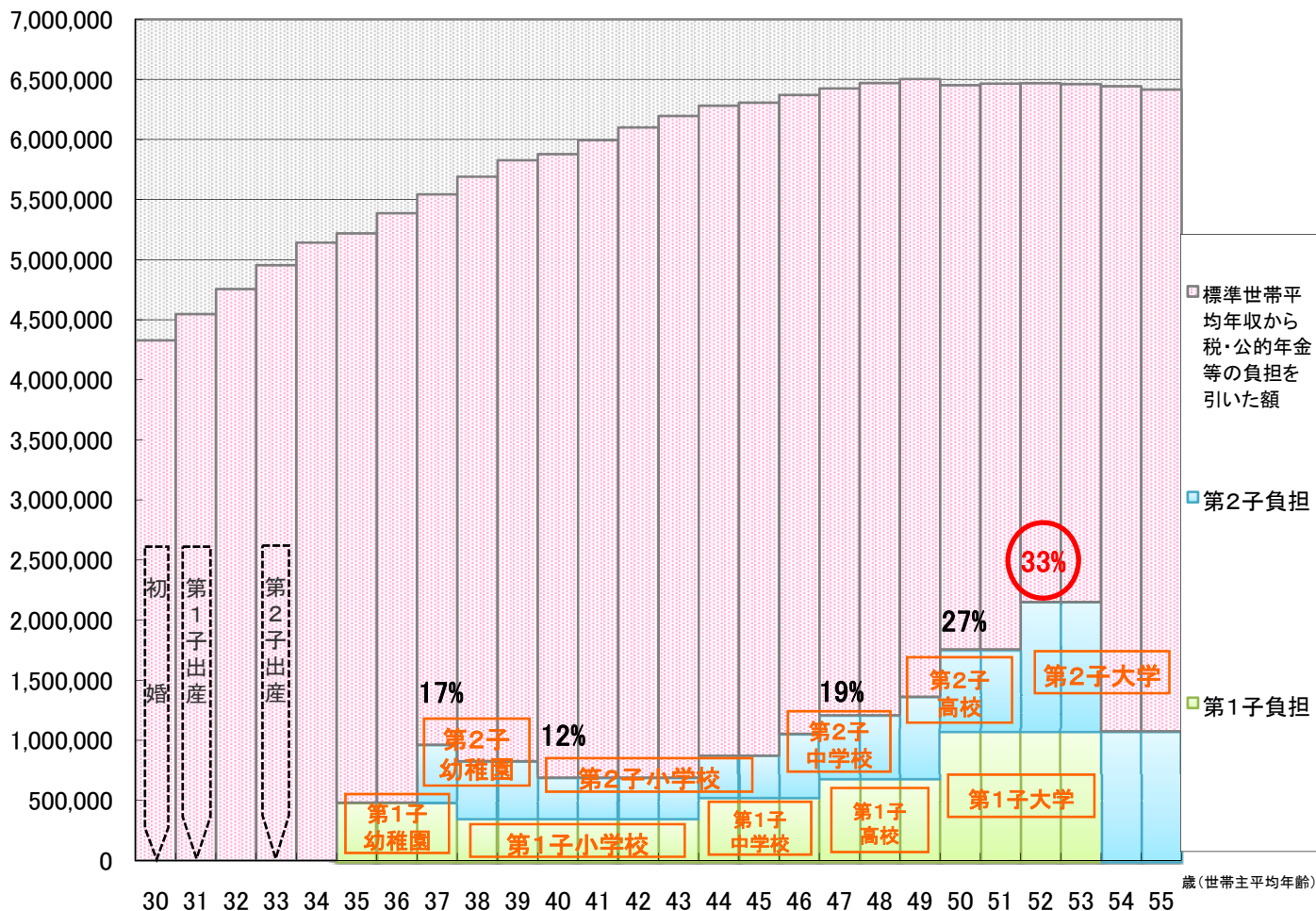
(高齢者関係:社会保障全体の69.8%、子ども(家族)関係:3.4%)

社会保障給付費の国際比較 (対GDP比、2005年) OECDデータ



標準世帯における子どもに対する学校教育費負担等の割合

円(標準世帯平均年収から税・公的年金等の負担を引いた額)

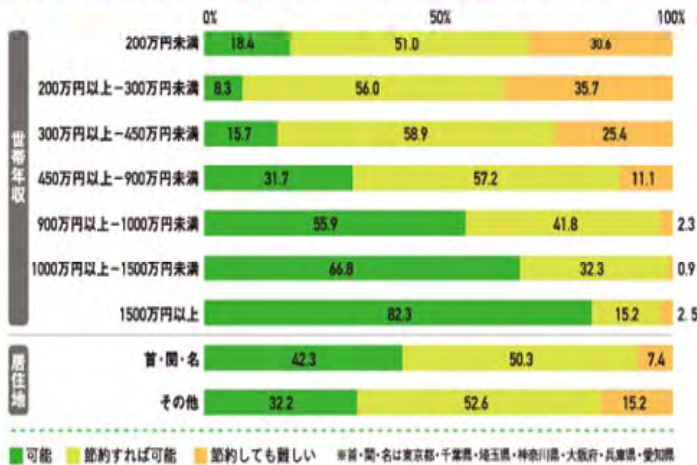


出典:「平成16年家計調査年報」(総務省)、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2008)、広井委員作成資料より、教育再生懇談会担当室において作成

「教育費の経済格差に関する調査」に見る家庭の負担感

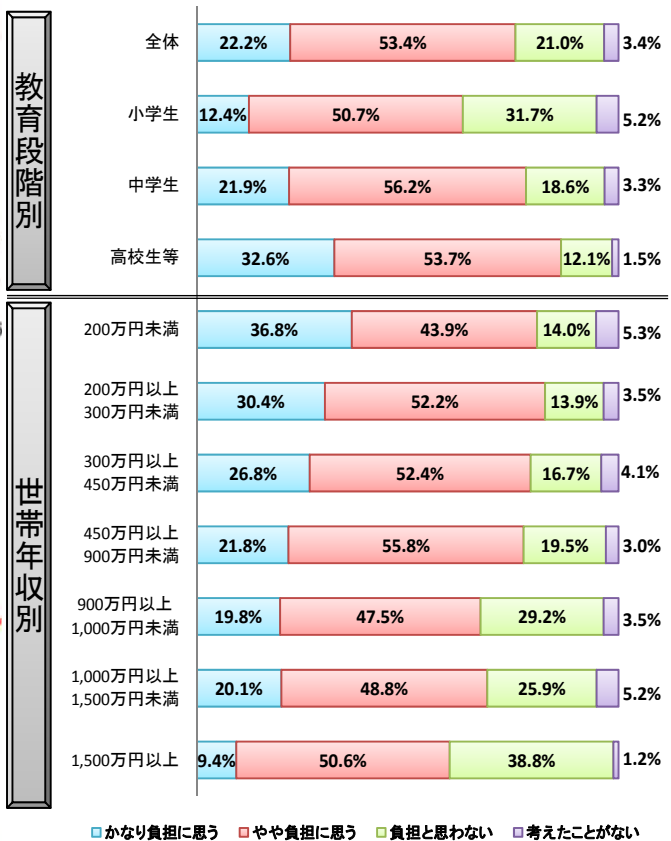
(保護者に対する質問)

現在の所得水準で最終希望進学先への進学が可能とお考えですか？



問 (保護者に対する質問)

生活実感として、家計に占める教育費をどのように感じていますか？



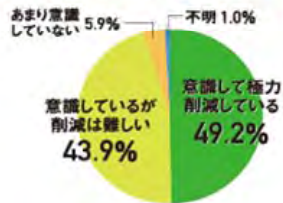
(小・中学校教員に対する質問)

あなたの学級に、学校納入金が未払いな実態がありますか？



(小・中学校教員に対する質問)

学年費、学級費や副教材費などの学校納入金の総額を決める際に、保護者負担軽減を意識していますか？



出典：国立教育政策研究所編「生きるための知識と技能3」、日本の教育を考える10人委員会「教育費の経済格差に関する調査」(2007年12月)、「教員アンケート調査」(2008年11月)

子育てに対する経済的な負担感

○予定子ども数が理想子ども数を下回る理由

理想とする子どもの数を持たない理由(複数回答)

1位:「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(全体65.9%)

<妻の年齢別>

25歳～29歳	83.5%
30歳～34歳	78.7%
35歳～39歳	75.0%
40歳～49歳	54.0%

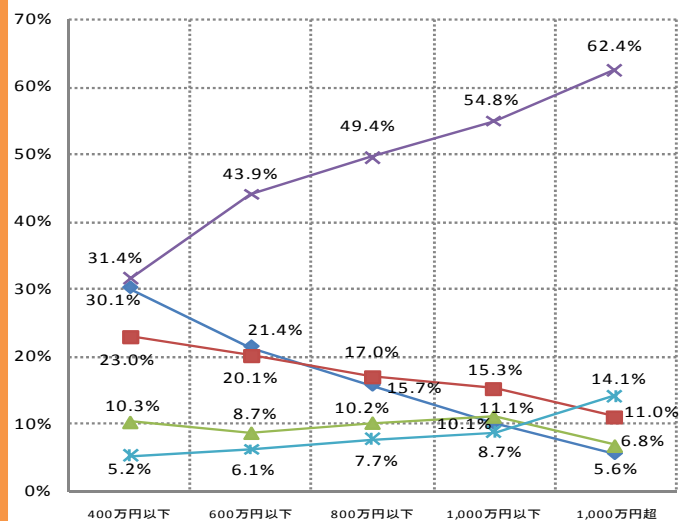
2位:「高年齢で生むのはいやだから」(全体38.0%)

3位:「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」(全体21.6%)

4位:「自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」(全体17.5%)

(出典：国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』2005年6月)

高校卒業後の予定進路(両親年収別)



— 就職など — 専門学校 — 短期大学 — 4年制大学 — 受験浪人・未定

注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。

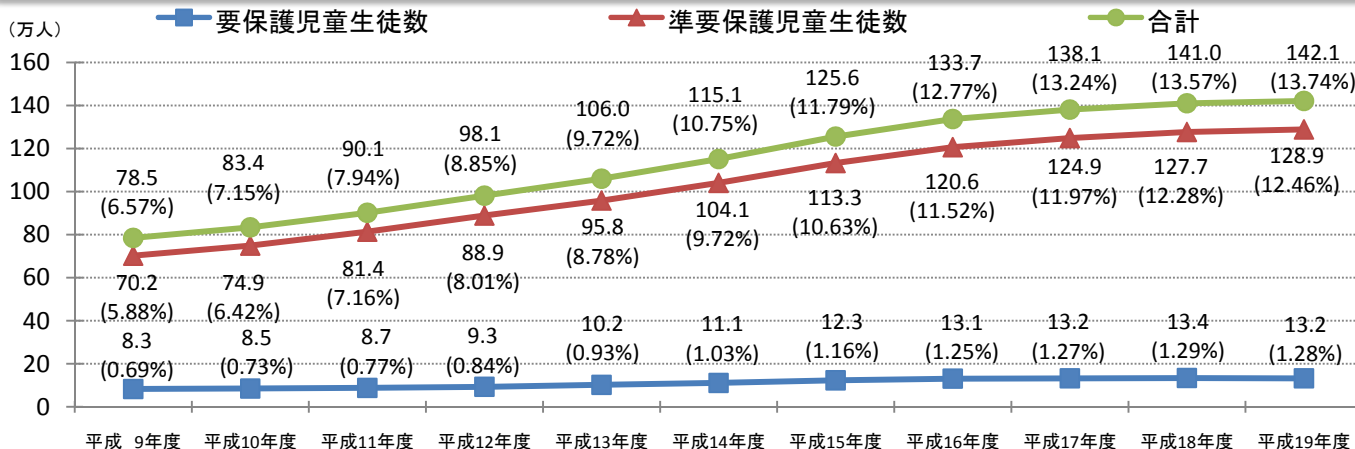
注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500～700万円未満」なら600万円)、合計したもの。

注3) 無回答を除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、主婦、その他を含む。

専門学校には各種学校を含む。

出典：東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路意識調査 第1報告書」(2007年9月)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移(平成9～19年度)

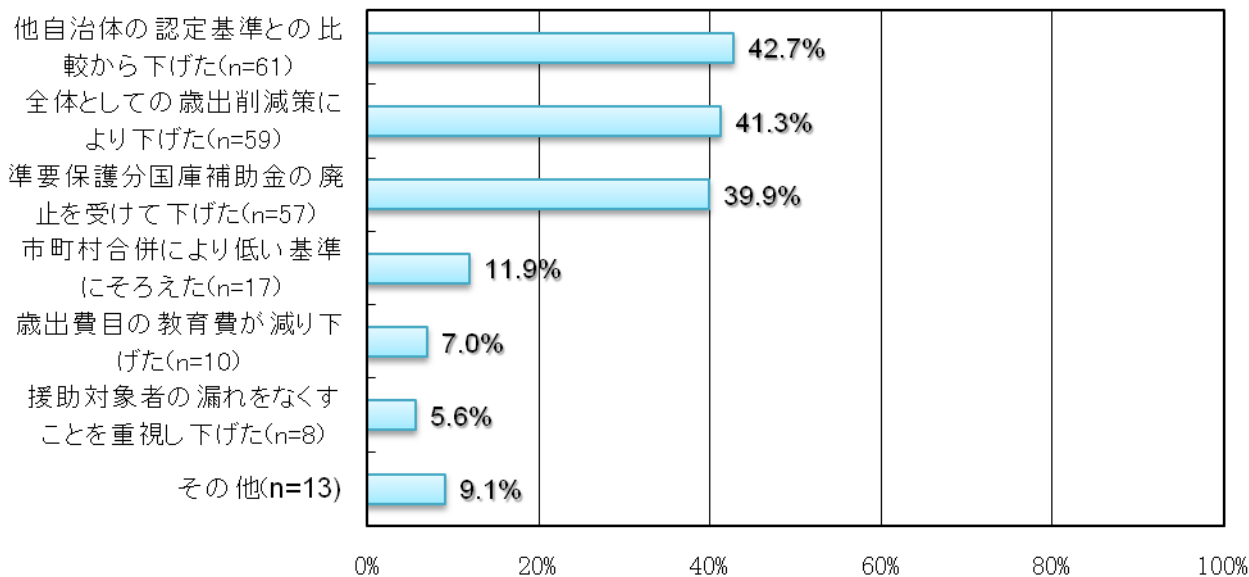


※()内は、小中学校の児童生徒総数に占める割合。

出典:文部科学省資料より作成

準要保護認定基準を下げた自治体の要因別割合

準要保護認定基準を下げた自治体の要因別割合
 <2004年・2007年比較> 【回答自治体数 143】(複数回答)



就学援助制度に係る「財源措置のあり方」について

問:就学援助制度に係る、「財政措置の望ましい方法」をどのようにお考えになりますか。

【有効回答自治体数-1052】

	回答数	該当率
全額国庫負担の制度にすべきである	343	32.6%
現行制度でよいが、何らかの財源担保の制度が必要である	290	27.6%
2004年度以前通りの国庫補助制度が必要である	286	27.2%
2004年度以前通りの国庫補助であっても、援助率想定をなくすべきである	65	6.2%
現行制度でよい	61	5.8%
その他	24	2.3%
計	1069	

出典:東大・小川研究室による2007年度全国自治体アンケート調査結果、調査実施時期2007年8月、1827市区町村中、回答1108市区町村60.6%

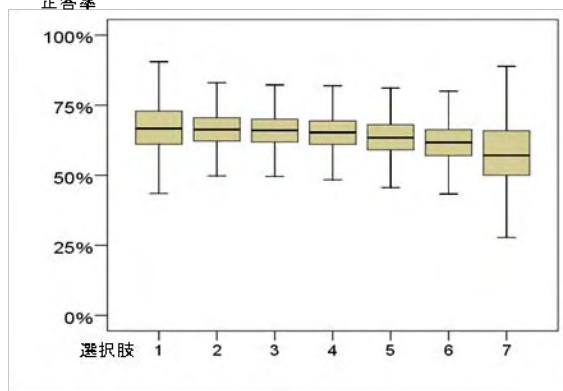
平成20年度全国学力・学習状況調査結果における就学援助との関係（小学校6年生）

- 就学援助を受けている児童の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られる。
- 就学援助を受けている児童の割合が高い学校は、各学校の平均正答率のばらつきが大きく、その中には、平均正答率が高い学校も存在する。

選択肢1 在籍していない 選択肢2 5%未満 選択肢3 5%以上、10%未満
 選択肢4 10%以上、20%未満 選択肢5 20%以上、30%未満 選択肢6 30%以上、50%未満
 選択肢7 50%以上

* 質問14: 第6学年の児童のうち、就学援助を受けている児童の割合は、どれくらいですか

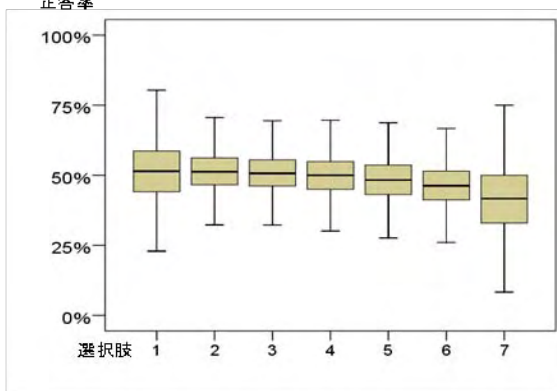
学校の平均正答率 <国語 A>



	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	選択肢7
中央値	66.7	66.3	66.0	65.3	63.4	61.7	57.1
箱の上辺	72.9	70.5	70.1	69.4	68.1	66.3	65.9
箱の下辺	61.1	62.2	61.8	61.0	59.1	57.0	50.0
ひげの上端	90.5	83.0	82.2	81.9	81.1	80.0	88.9
ひげの下端	43.5	49.8	49.6	48.4	45.6	43.3	27.8

(学校数) 4263校 3734校 4535校 5155校 2209校 1294校 525校

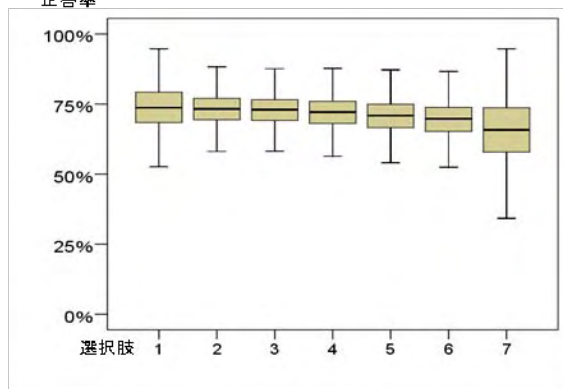
学校の平均正答率 <国語 B>



	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	選択肢7
中央値	51.4	51.3	50.7	50.0	48.3	46.3	41.7
箱の上辺	58.7	58.2	55.5	54.9	53.8	51.5	50.0
箱の下辺	44.1	48.6	46.2	45.0	43.1	41.2	33.0
ひげの上端	80.4	70.6	69.4	69.6	68.8	66.7	75.0
ひげの下端	22.9	32.3	32.2	30.1	27.6	26.1	8.3

(学校数) 4258校 3734校 4535校 5155校 2209校 1294校 524校

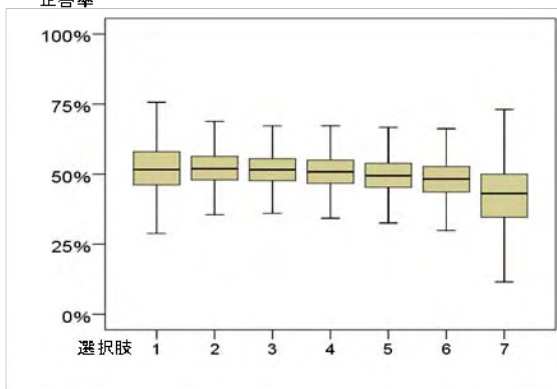
学校の平均正答率 <算数 A>



	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	選択肢7
中央値	73.7	73.3	73.0	72.1	70.9	69.8	65.8
箱の上辺	79.2	77.0	76.6	76.0	74.9	73.8	73.7
箱の下辺	68.4	69.4	69.2	68.1	66.6	65.2	57.9
ひげの上端	94.7	88.3	87.6	87.7	87.2	86.6	94.7
ひげの下端	52.6	58.1	58.2	56.4	54.1	52.5	34.2

(学校数) 4260校 3734校 4535校 5155校 2209校 1294校 526校

学校の平均正答率 <算数 B>



	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	選択肢7
中央値	51.6	51.9	51.6	50.8	49.5	48.3	43.1
箱の上辺	58.0	56.3	55.5	55.0	53.8	52.7	50.0
箱の下辺	46.2	48.0	47.7	46.7	45.3	43.6	34.6
ひげの上端	75.6	68.8	67.2	67.2	66.7	66.2	73.1
ひげの下端	28.8	35.5	36.0	34.3	32.5	29.9	11.5

(学校数) 4257校 3734校 4535校 5155校 2209校 1294校 526校

幼児教育の無償化に向けた措置

幼稚園就園奨励費補助(平成二十一年度予算額)

①子どもの多い世帯への部分無償化

保護者負担への支援			
条件	部分無償化 ※第1子、第2子がいずれも幼稚園～小学3年生	軽減	
		兄、姉が	
		幼稚園児	小学1～3年生
支援内容	第3子以降は無償	第2子は第1子の実質負担の半額	第2子は第1子の実質負担の1割引

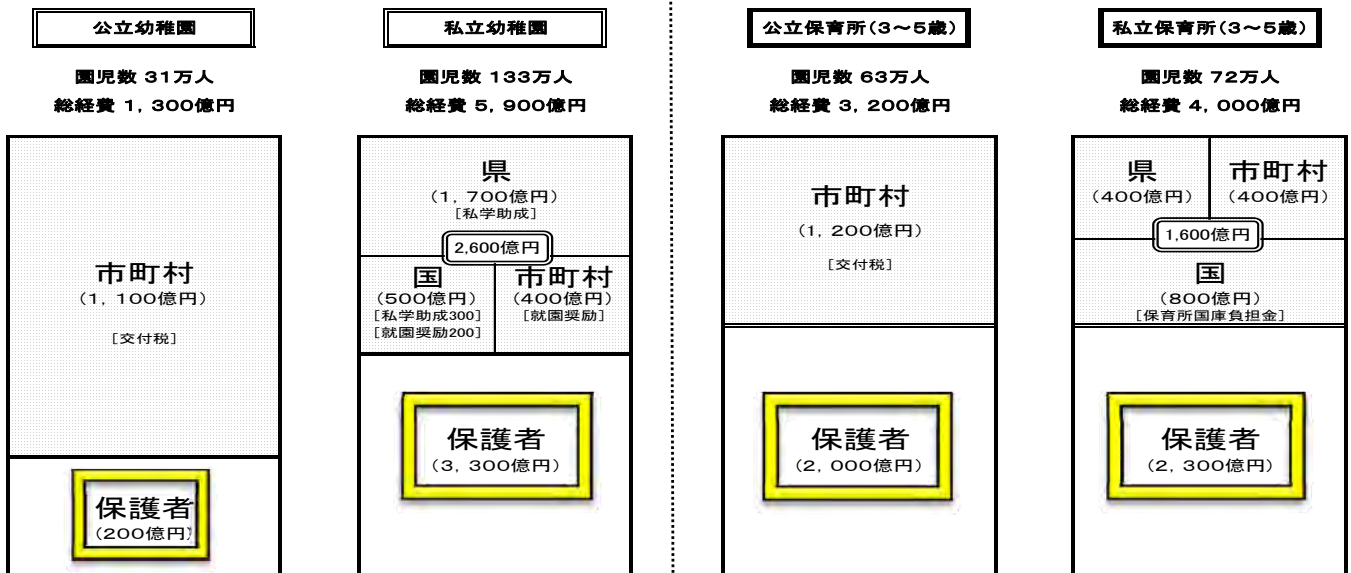
※「第1子」: 戸籍上の第1子および小学校4年生以上に兄・姉を有する第2子以降の子
※年収680万円以下の世帯が対象

②一定の所得水準以下の世帯に対する無償化

無償化	軽減 (所得水準に応じた私立幼稚園の補助単価)		
	分類	補助単価	参考年収
該当支援無し	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	約15万円	—
	市町村民税所得割非課税世帯	約12万円	290万円以下
	市町村民税所得割課税額3.45万円以下の世帯	約9万円	360万円以下
	市町村民税所得割課税額18.3万円以下の世帯	約6万円	680万円以下

出典: 文部科学省資料より作成

【参考】無償化を推進する場合の所要予算(推計): 7,900億円(平成21年度政府予算ベース)



(注1) 平成21年度幼稚園就園奨励費、私学助成、保育所運営費負担金予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
(注2) 公立幼稚園の市町村負担額には就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。
また、現在公立で支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
(注3) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

出典: 「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」中間報告(平成21年5月18日)

幼稚園教諭

保育士

幼児期の教育を担う施設
 幼児教育……生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり国及び地方公共団体はその振興に努める義務(教育基本法11条)

絶えざる研修の要求

学校の教員は、絶えず研究と修養に励むこと、研修の充実が図られなければならない(教育基本法9条)

- [公立教員]新規採用教員研修(教育公務員特例法)
- [公立教員]10年経験者研修(教特法)
- [公立教員]指導改善研修(教特法)
- [公立教員]大学院修学休業(教特法)
- [私立教員]公立との合同研修、私学団体等の自主研修
- [公私共通]教員免許更新制(教育職員免許法)

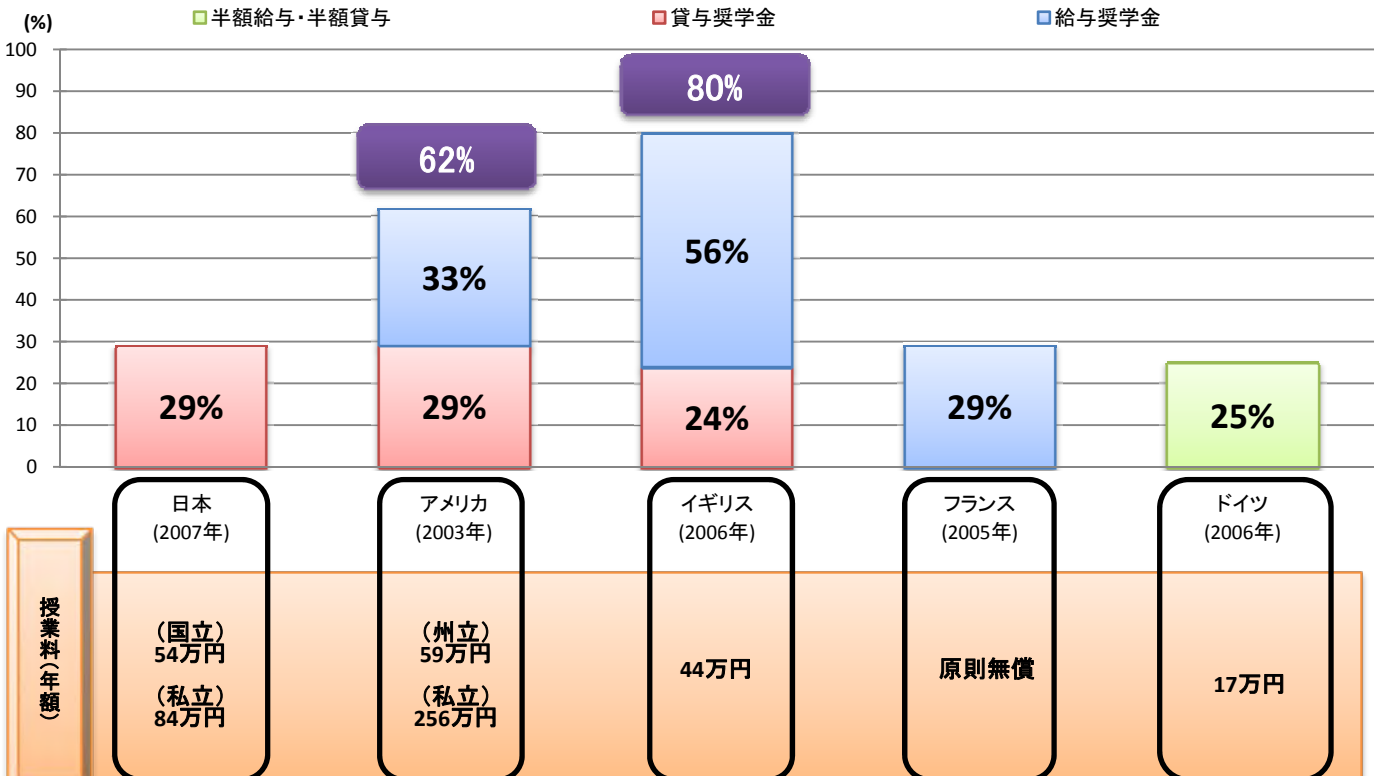
必要な知識等の習得等の努力義務

保育士は、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない(児童福祉法48条の3)

地方自治体、団体等による研修
 (制度化された研修なし)

出典:事務局にて作成

学部学生のうち主な奨学金を受ける者の割合

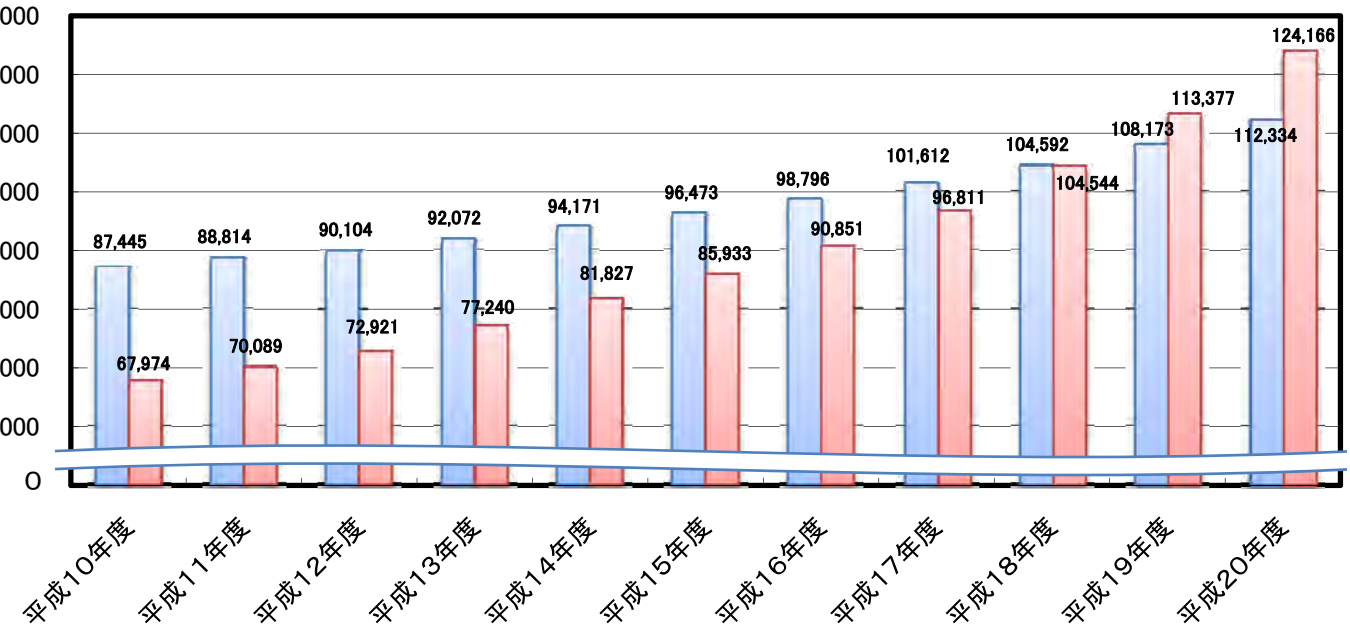


(参考)1ドル=100円、1ポンド=148円、1ユーロ=130円

出典:文部科学省調べ

特別支援学校^{※1}及び特別支援学級^{※2}在籍者数の推移

(人) □ 特別支援学校在籍者数 □ 特別支援学級在籍者数



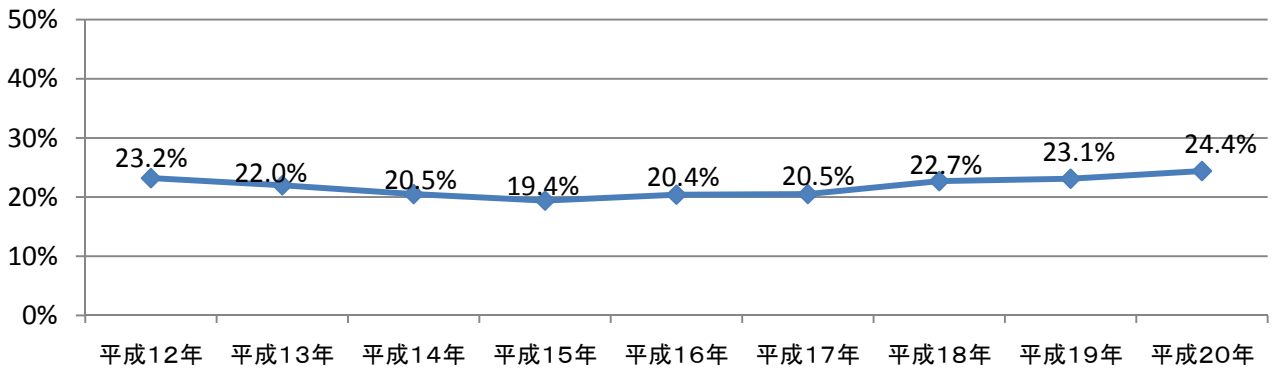
※1 平成18年度までは、盲・聾・養護学校
 ※2 平成18年度までは、特殊学級

出典：文部科学省調べ

特別支援学校高等部(本科)卒業者の就職率の推移

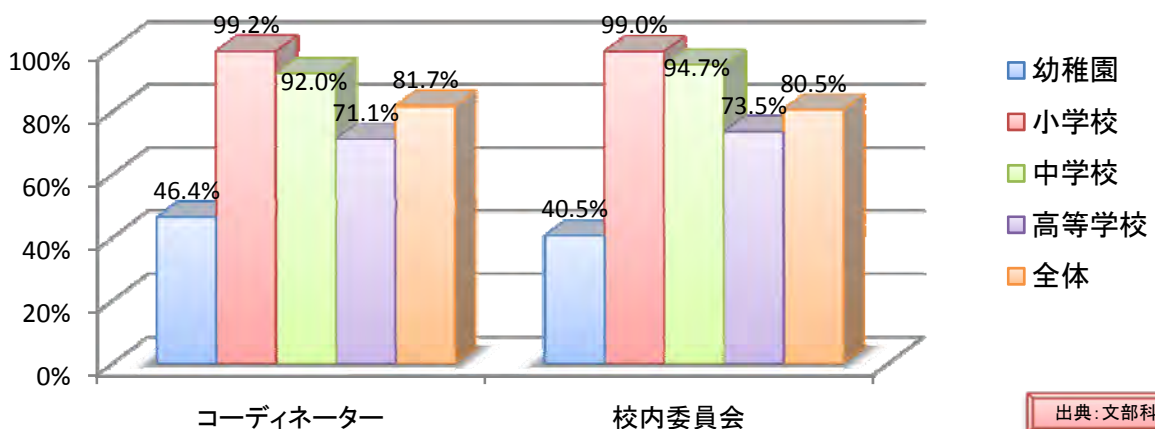
【特別支援学校全体】

(各年3月卒業者)



出典：文部科学省調べ

特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置状況(平成20年度)



出典：文部科学省調べ